

西海市教育委員会（令和5年第4回定例会）会議録

期 日：令和5年4月26日（水） 午前9時30分開会

場 所：西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、川南 まつみ、矢吹 希己代、武宮 智

出席者：教育次長 田口 春樹

教育総務課長 岩永 勝彦

学校教育課長 高尾 晃

社会教育課長 作中 修

教育総務課 課長補佐 森下 直也、山下 崇

学校教育課 参事 平田 真希子

社会教育課 課長補佐 大石 克也、浦崎 光芳

書記 係長 横尾 泰則、主任主事 小林 美輝

傍聴者：なし

1. 開会

○教育長

ただいまから、第4回定例教育委員会を開会いたします。

2. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に矢吹委員、武宮委員を指名いたします。

3. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

4. 教育長諸報告

○教育長

第2回文化財保護審議会

平島公民館長全国公民館連合会表彰授与式

退職者等辞令交付式

西海市辞令交付式

西海市教職員辞令交付式

西彼農業高校入学式

校長会研修会

第1回初任者研修実施運営委員会

退職女性管理職の会（なみち会）浦川先生他来庁

定年引上げに伴う特例任用に係るオンライン説明会

市町村教育委員会連絡協議会（理事会）

長崎県都市教育長協議会

5. 議事

日程第1「議案第21号 西海市就学支援委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第1「議案第21号 西海市就学支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

（議案朗読）

任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとするものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長

ただいま、議案第21号の説明がありました。質疑ありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第21号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

よって日程第1「議案第21号 西海市就学支援委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2「議案第22号 西海市いじめ等調査委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第2「議案第22号 西海市いじめ等調査委員会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

（議案朗読）

令和5年3月31日で委員の任期が満了となったので、西海市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例第10条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日とするものです。

○教育長

ただいま、議案第22号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第22号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第2「議案第22号 西海市いじめ等調査委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第23号 西海市教科書採択協議会委員の委嘱について」

○教育長

日程第3「議案第23号 西海市教科書採択協議会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

令和6年度から小学校で使用する教科用図書の採択について、西海市教科書採択協議会設置条例の規定に基づき、協議または調査を行うために、当該協議会の委員を委嘱しようとするものです。説明は以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第23号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

新旧のところで、斜線が引いてあるところがありまして、旧が4名で新たに7名ということですが、これは増員ということになるのでしょうか。

○学校教育課長

旧に挙げている4名の委員の方々、前回の採択協議会での委員なのですが、その際は中学校の教科書の採択に関わる委員として中学校の社会の教科書の採択が終わっておりまして、そのときの委員さんです。今回は、小学校の教科書の採択になるということで、人数が若干違うのですが、その時の数と変更があつてということになっています。

○教育次長

1ページに参考条文を載せておりますが、協議会の委員については、第3条で10人以内というふうな形になっております。ですので前回の採択については教科が少なかったことということで、人数を絞って委嘱をしたわけですが、今回については、小学校の教科書ということで数も多くございます。そういったところで、10人以内で委嘱をするということで予定をしているところです。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第23号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第3「議案第23号 西海市教科書採択協議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第24号 西海市立小中学校省令主任等の任命について」

○教育長

日程第4「議案第24号 西海市立小中学校省令主任等の任命について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

令和5年4月1日付の長崎県教職員の人事異動に基づき、各学校の校長の意見を聴取し、別紙のとおり任命しようとするものです。各学校ごとに教務主任が該当があれば学年主任、保健主事、生活指導主任、生徒指導主事、進路指導主事、研究主任、司書教諭、これも該当がある場合ですけれども、それと、初任者研修、拠点校指導教員及び校内指導教員ですね、これを任命する予定になっております。説明は以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第24号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第24号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第4「議案第24号 西海市立小中学校省令主任等の任命について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第25号 西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡保存活用計画策定委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第5「議案第25号 西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡保存活用計画策定委員会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

委員の任期途中の交代により欠員が生じたので、西海市遺跡ホグット石鍋製作遺跡保存活用計画策定委員会設置条例第3条及び第4条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期は令和5年4月1日から、前任者の在任期間である令和6年6月30日までとするものです。説明は以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第25号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

今、区長さんのご説明がありましたが、ということは、区長さん自体は変わったけども、2人については引き続き委員を委嘱しているという考え方なんではないでしょうか。

○教育次長

はい。一応それぞれご本人に確認をし、また新たな区長さん等についても確認をさせていただいたんですが、策定計画の内容についてはもうご存じであるということで引き続き、受けていただくということでご了解いただいているところです。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第25号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第5「議案第25号 西海市史跡ホグット石鍋製作遺跡保存活用計画策定委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第26号 西海市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第6「議案第26号 西海市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

令和5年度の国の予算単価見直しに伴い、所要の改正をしようとするものです。新入学児童生徒学用品費等、これが改正前、中学生においては6万円であったところを、今回6万3,000円に増額するものです。同様に別表第3、準要保護者就学援助基準、これは、市内在住で市外に通学している児童生徒、2の対象となる基準になります。その中で5ページの中段になりますが、先ほどと同様に新入学児童生徒学用品費等の中学生、改正前が6万円だったものを6万3,000円に増額。あわせて生徒会費、中学生が5,500円であったものを5,550円に改めるという形で予定をしております。なお、この規則の施行

期日ですが、公布の日から施行をし、この規則による改正後の西海就学援助規則の規定は令和5年4月1日から、適用する予定にしております。

○教育長

ただいま、議案第26号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

前回委員会のほうで、この準保護、要保護の援助につきまして説明をお願いしましたら、本日の資料に付けていただいております。議案の中でも関連しますので、よろしければその資料の制度について簡単にご説明ここでいただくこと出来ますでしょうか。

○教育総務課長

教育総務課報告の中に3ページからになりますが、就学援助制度ということで資料をおつけさせていただいております。この就学援助制度の目的につきましては、ここにありますように教育の機会均等の精神に基づき、保護者の経済的負担を軽減し、児童生徒が学校で安心して勉強できるように、学用品費や給食費などの経費の一部を援助するという形であります。要保護、準要保護の定義につきましては、要保護につきましては、生活保護を受けている世帯、準要保護につきましては、生活保護に準ずる程度に困窮し援助が必要と認められる世帯ということで、認定の事由については別表を参照ということで、準要保護の認定事由につきましてはページをめくっていただいて4ページに記載をしており、(1)から(11)まであります。生活保護の廃止であったり、市民税非課税等、あと11番では世帯全員の合計所得が、所得基準額以下の世帯等が認定を受けるようになっております。11番の世帯全員の合計所得が所得基準額以下という部分につきましては、その次に示してあるとおり、生活保護制度における生活扶助基準額がありますので、これにより算定をした最低生活費基準額があります。西海市としては1.3倍以下を一応、準要保護の基準として認定をしているところであります。3ページに戻っていただいて、援助を受けることができる方ということで、西海市に住民票があり、西海市内の小中学校に在学する児童生徒の保護者が援助を受けることが出来ますが、西海市に住所があつて西海市外の小中学校に通学する生徒及び市外に在住をしてる方が市内の学校に通学する場合にも、援助を受けることが出来ますけどもそれにつきまして実際受けられる項目等が市内に住所があつて市内の学校に通っている子供たちとは若干違うような形になっているところであります。援助の内容なんですけども、一応国の基準どおりの全項目、西海市としては援助する形にしておりまして、西海市の援助内容については長崎県で1番手厚く、子供たちが援助を受けられるような制度になっているところであります。申請の手続につきまして毎年度当初に就学援助の申請書に必要な書類を添付していただいて、子供たちが在学する学校に提出をしていただいて認定をするような形をとっているところであります。以上簡単ですが、一応就学援助の制度につきましてはそういう形で毎月定例教育委員会のほうに報告をさせていただいているところであります。

○北島委員

ご説明と資料の準備のほうもありがとうございました。本年度から、長崎県のほうでもヤングケアラー条例が始まりますけども、やっぱりヤングケアラーの方のお話を聞いてると自分が介護者だっていう認識がなかったりするんですね。見えない部分というの

がありまして表面では学校の申請方式になってますけども、学校の先生方がいろいろな場面で気づき促していただければなというふうにも思っておりますので、引き続き、県内で本当に1番手厚い援助内容ということですけども、いろんな形で協議の機会を幅広く与えていただけるようお願いできればなと思います。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第26号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第6「議案第26号 西海市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第27号 西海市スポーツ活動費補助金交付要綱等の一部を改正する告示の制定について」

○教育長

日程第7「議案第27号 西海市スポーツ活動費補助金交付要綱等の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

日本体育協会が日本スポーツ協会に名称変更され、西海市体育協会が西海スポーツ協会に名称変更されたことに伴い、当該要綱における所要の改正をしようとするものです。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長

質疑はありませんか。

○矢吹委員

西海市スポーツリーダーバンクとありますけれども、現在の西海市の登録者人数は何名ぐらい登録されてるんでしょうか。もし分かれば教えていただきたいと思います。

○社会教育課長

今スポーツリーダーバンクの登録人数はゼロになっております。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第27号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第7「議案第27号 西海市スポーツ活動費補助金交付要綱等の一部を改正する告示の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第28号 西海市教育委員会研究委託事業実施要綱の一部を改正する訓令の制定について」

○教育長

日程第8「議案第28号 西海市教育委員会研究委託事業実施要綱の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長

議案第28号について説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第28号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第8「議案第28号 西海市教育委員会研究委託事業実施要綱の一部を改正する訓令の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第29号 西海市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」

○教育長

日程第9「議案第29号 西海市教育委員会研究委託事業実施要綱の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

西海市体育協会が西海市スポーツ協会に名称変更となったことに伴い、所要の改正をしようとするものとしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長

議案第29号について説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第29号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって日程第9「議案第29号 西海市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。その他について、事務局から諸報告をお願いします。

6. その他

各課報告(資料により報告)

次回の定例教育委員会：5月23日(火)午前9時30分～

7. 閉会

○教育長

これで、本日の定例教育委員会を閉会します。(午前10時40分閉会)